

連合の平和運動 III

2023 「連合平和行動 in 根室」に参加 9/8～11

北方領土(択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島)の返還！日ロ平和条約の締結を！

2023年「連合平和行動 in 根室」に連合奈良派遣団として山根副事務局長はじめ5名、うちゴム連合産別から藤原さん(浪華ゴム)、竹平(中和地協)が参加しました。

北方領土とは、根室半島沖合に接する択捉島(えとろふとう)、国後島(くなしりとう)、色丹島(しこたんとう)、歯舞群島(はぼまいぐんとう)のことです。

1855年2月7日、日本(江戸幕府)とロシア(ロシア帝国)との間で「日魯通商条約」が締結され、両国間の国境を択捉島とウルップ島との間と決定して以降、いくつかの条約で国境変更がされましたが、北方四島は一貫して日本領土でした。

しかし、1945年8月15日、日本が降伏の意思を表明して以降の8月26日にソ連軍が北方四島に侵攻、住んでいた日本人17,291人は、1947年から1949年にかけて島から脱出または強制退去(樺太での強制収容をへて帰国)を余儀なくされました。以降、旧ソ連・ロシアが北方四島の実効支配を続けているのが「北方領土問題」です。

連合は1989年11月21日の結成以来、6月沖縄、8月広島・長崎と一連の「平和行動」として取り組んでいるのが「平和行動 in 根室」です。連合は、連合結成前の民間連合当時、1988年10月7日の「連合北方領土返還要求シンポジウム」、翌10月8日「第1回連合北方領土返還納沙布全国集会」以来の取り組みを継続しています。

さらに、1992年から始まった「北方四島ビザなし交流」に参加、2004年から2005年には民間団体として初の「北方四島ビザなし訪問・連合の船」を独自に実施しました。また、北方四島に残されていた数少ない日本建築の保存運動にも取り組んできました。

戦後78年が経過し、ふるさと・北方四島を追われ、戻ることにも自由に訪ねることもできない元島民の方々はおよそ3割に減少し、平均年齢は87歳を超えました。その思いと運動の「次世代への継承」が急務となっています。

連合700万の力を結集し、真の平和の実現に向けて、北方領土問題が解決するその日まで、粘り強く運動を継続していくことを確認し合い、一連の行動を終えました。



第一日目 事前学習会



納沙布岬 標柱



第二日目 北方四島学習会



連合奈良派遣団



第三日目 2023 平和ノサップ集会(納沙布岬・望郷の岬公園)

中和地協・労福協 クリーンアップならキャンペーンに参加 9/3

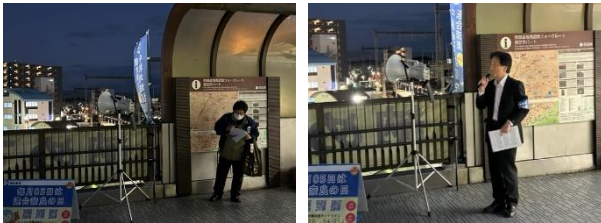


2023年9月3日、連合奈良中和地協・中和労福協は社会貢献活動の一環として県主催「クリーンアップならキャンペーン」清掃活動・Fコース(高田駅東側集合～大中公園)に合同で12名が参加しました。残暑まだまだ厳しい中、最後まで頑張りました。



毎月05日は
れんごう
の日

「連合奈良の日」10月



10月5日、18時より近鉄五位堂駅において「連合奈良の日」街頭宣伝を行いました。中和地協からは笠谷議長はじめ8名、推薦議員は尾崎充典前県議会議員、西川繁和大和高田市議会議員、中村良路・筒井寛香芝市議会議員に参加いただきました。

今回は、10月1日より改定された「最低賃金」をテーマにアピールを行いました。最低賃金は、「この金額を下回る金額で、人を働かせてはいけない！」と、国が定めている賃金に関するルールです。最低賃金の金額は、都道府県ごとに設置されている「最低賃金審議会」による審議を経て毎年改定されます。

この審議会は、公益委員・労働者側委員・使用者側委員で構成されていますが、連合奈良から労働者側代表として参画し、使用者側の抵抗にあいながらも毎年の引き上げに向けて主張し、力をつくしています。

奈良県では10月1日から40円引き上がり、時給で896円から936円になりました。夜10時以降働く場合、最低賃金も25%上乗せとなり1,170円となります。

会社は最低賃金以上の賃金を支払う義務があること、最低賃金額を下回る賃金は法律違反であり、下回った場合は差額を請求できること、パートタイマーや学生アルバイト、臨時・嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者と使用者に適用されることなどを訴えました。

地域協議会活動推進会議 9/25



9月25日、新大阪ワシントンプラザホテルに於いて「連合近プロ・地域協議会活動推進会議」が開催され、中和地協から笠谷議長、竹平事務局長が参加しました。

冒頭、西田一美代表幹事の挨拶の後、連合本部組織企画局から「地協活動の推進に向けて」の提案を受け、小グループごとに3つのテーマでディスカッションしました。①学習会・各種セミナー・イベントの開催、②組織拡大に向けて域内未組織企業に関する情報の地方連合会への提供について、③全体を通して地協活動における課題について、各府県地協の実態を交流し、意見交換を行いました。

第2部として「中小企業振興基本条例制定に向けて」と題して、大阪中小企業同友会・鐘森副代表理事から講演を受けました。連合としても「中小企業の振興によって、そこで働く労働者の公正な労働基準を実現し、持続可能な地域社会を構築する環境づくり」として条例制定に取り組むとしています。